

岡崎市臓器提供に係る児童虐待等の個人情報提供に関する指針

第1 目的

この指針は、臓器移植法に基づき臓器の摘出が児童から行われる場合、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）附則第 5 項の趣旨に則り、臓器提供施設から当該児童に対して虐待が行われた疑いがあるかどうかの照会を受けるに際し、個人情報を適切に提供する手順を定めることで移植医療の公正かつ適正な実施に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この指針において、次の各項に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各項に定めるものをいう。

1 臓器移植法

臓器の移植に関する法律（平成 9 年 7 月 16 日法律第 104 号）をいう。

2 児童

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、以下同じ。）第 4 条に規定する者をいう。

3 保護者

児童福祉法第 6 条に規定する者をいう。

4 児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 2 条に規定する児童虐待をいう。

5 臓器提供施設

平成 9 年 10 月 8 日制定『「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）第 4 に規定する施設臓器提供施設のうち第 5 の 1 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制の要件を満たした施設をいう。

6 対象児童

臓器移植法第 6 条の規定により臓器を摘出する対象となった児童をいう。

7 きょうだい

対象児童の実父・実母を親とする兄弟姉妹及び異父・異母を親とする兄弟姉妹をいう。

8 DV

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）第 1 条に規定する配偶者からの暴力をいう。

第3 提供する個人情報の範囲

- 1 市が臓器提供施設に提供する個人情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象児童についての児童虐待通告・相談があったもののうち、当該通告・相談に対し児童虐待として対応した履歴の有無
 - (2) きょうだいについての児童虐待通告・相談があったもののうち、当該通告・相談に対し児童虐待として対応した履歴の有無
 - (3) 保護者が覚せい剤や麻薬などの違法薬物への依存が原因で精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証を保持した履歴の有無
 - (4) 対象児童が属する家庭におけるDV相談履歴の有無
- 2 前項の個人情報の提供については優先順位を設けることとし、以下の取扱いとする。
- (1) 優先順位は第1号が最も高く、以下第2号、第3号、第4号の順とする。
 - (2) 優先順位が高いものに対する履歴が存在した場合は、それより低い優先順位の個人情報については、履歴の有無にかかわらず提供しないものとする。
- 3 第1項の個人情報については、臓器提供施設が提供を望まない情報についてはそれを提供しないこととする。

第4 個人情報を提供するための条件

市長が臓器提供施設に個人情報を提供するための条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人情報の提供を依頼する者が臓器提供施設であること。
- (2) 臓器移植法第6条第1項第1号に規定する「その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき」又は同条第1項第2号に規定する「遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき」であること。

第5 個人情報の提供方法

- 1 臓器提供施設は、第3に定める個人情報の提供を受けようとするときは、「臓器提供に係る児童虐待等情報提供依頼書（様式第1号、以下「依頼書」という。）」に必要事項を記入し、第4の条件を満たすことを証明するために必要な書類を添えて市長へ提出する。
- 2 市長は、前項の依頼書を受理し、第4の条件を満たすことを確認した場合は、「臓器提供に係る児童虐待等情報提供書（様式第2号、以下「提供書」という。）」により第3に定める個人情報を提供する。

第6 依頼書の提出先

依頼書の提出先は、岡崎市こども部家庭児童課とする。

第7 その他

- 1 この指針の運用に当たっては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を尊重し、個人情報の適正な取り扱いの確保及び個人の権利利益の

保護を図ることに十分留意するとともに、提供する個人情報の範囲を変更する必要がある場合は岡崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮ることとする。

- 2 市長は、臓器提供施設に対し、当該個人情報については臓器の摘出業務の遂行上必要な限度で利用し、その管理について適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

附 則

この指針は、令和元年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。